

第3問 答案用紙<1> (会 計 学)

問題 1

問 1

① 1,927,280 千円	② 130,280 千円	③ 26,665 千円
④ 420,000 千円	⑤ △29,000 千円	⑥ 6,230 千円
⑦ 115,010 千円	⑧ 10,800 千円	

問 2

(1)

会社法において、株式会社は、株主総会または取締役会の決議により、剰余金の配当をいつでも決定でき、また、株主資本の計数をいつでも変動させることができるため、貸借対照表および損益計算書だけでは、資本金、準備金および剰余金の数値の連続性を把握することが困難となる。したがって、主として株主資本の各項目の変動事由を報告するための株主資本等変動計算書が必要とされる。

(2)

財務報告における情報開示の中で、財務諸表利用者にとって特に重要な情報は投資の成果を表す利益の情報であり、当該情報の主要な利用者であり受益者である株主に対して、当期純利益とこれを生み出す株主資本との関係を示すことが重要である。したがって、株主資本とそれ以外の項目とでは一会計期間における変動事由ごとの金額に関する情報の有用性が異なることなどの理由により、両者の表示方法に差異が設けられている。

第3問 答案用紙<2>
(会 計 学)

問題 2

問 1

①	817,300	千円	②	92,000	千円	③	878,000	千円
④	6,400	千円	⑤	35,000	千円	⑥	15,600	千円
⑦	2,278,400	千円	⑧	1,462,700	千円	⑨	552,400	千円
⑩	65,000	千円						

問 2

(1)

実績主義：実績主義とは、中間会計期間を年度と並ぶ一会計期間とみた上で、中間財務諸表を、原則として年度の財務諸表と同じ会計方針を適用して作成することにより、当該中間会計期間に係る企業集団または企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する情報を提供するという考え方をいう。

予測主義：予測主義とは、中間会計期間を年度の一構成部分と位置付けて、中間財務諸表を、年度の財務諸表と部分的に異なる会計方針を適用して作成することにより、当該中間会計期間を含む年度の業績予測に資する情報を提供するという考え方をいう。

第3問 答案用紙<3> (会 計 学)

(2)

四半期決算では、年度決算や中間決算よりも短い会計期間の中で企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する情報を適切に提供しなければならないが、操業度等が季節的に大きく変動することにより売上高と売上原価の対応関係が適切に表示されない可能性があることを考慮し、原価差異の繰延処理が認められていた。中間財務諸表においても、従来の四半期決算での実務が継続して適用可能となるよう、同様の処理が認められた。

問3

重要な企業結合や事業分離、業績の著しい好転または悪化、その他経営環境の著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況について前年度末から大幅な変動がないと認められる場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、前年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用するといった簡便的な取扱いが認められている。

第4問 答案用紙<1> (会 計 学)

問題 1

問 1

① : 付与日 ・ 決算日

② : 付与日 ・ 決算日

問 2

付与したストック・オプションとこれに応じて提供されたサービスは等価交換されているものと考えられ、この等価性の判断で前提となるストック・オプションの価値は条件付契約の締結時点といえる付与日の価値であると考えるのが合理的である。また、付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を有しないものと考えられる。したがって、公正な評価単価を付与日現在で算定し、その後は、条件変更の場合を除き、見直さないこととされている。

問 3

環境の変化等の企業が意図しないストック・オプション数の重要な変動が生じた場合には、その影響額を見直した期に損益として計上することが合理的である。一方、勤務条件や業績条件等の権利確定条件を変更した場合のように、将来にわたる効果を期待して行った企業の意図による条件変更の結果、ストック・オプション数に変動が生じた場合には、その影響額は、条件変更後の残存期間にわたって反映させることが合理的である。よって、両者の会計処理は異なっている。

問題 2

問 1

- ① 数理計算上の差異には予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されることから各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとはいえない面があるためである。
- ② 過去勤務費用の発生要因である給付水準の改訂等が従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに行われる面があるため、一時の費用とすべきものとして一義的に決定づけることは難しいと考えられるためである。

問 2

- (1) いったん選択した費用処理年数を每期継続して適用しないと、会計年度間で異なる方法により利益が算出される結果、期間比較可能性が確保されないこととなるため、いったん採用した費用処理年数は正当な理由により変更する場合を除き、各期間を通じて継続的に適用する必要がある。
- (2) 従業員の年齢構成が大きく変化した場合や企業年金制度において財政再計算時の計算基礎を見直した場合には、平均残存勤務期間について見直しの検討を行う。

問 3

退職金規程等の改訂に伴い退職給付水準が変更された場合に生じ、改訂前の退職給付債務と改訂後の退職給付債務の改訂時点における差額として算定する。

第4問 答案用紙<2> (会 計 学)

問題3

問1

満期保有目的の債券に分類するために、対象となる債券は、あらかじめ償還日が定められており、かつ、額面金額による償還が予定されていることを要する。

問2

(1)

2.0 %

(2)

(単位：千円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
未収収益	500	有価証券利息	981
投資有価証券	481		

※ 「未収収益」は、「未収有価証券利息」や「未収利息」でもよいと考えられる。

問3

- (1) 基本的に満期保有目的になじまないのは、その性質上、満期まで保有するメリットが少なく、満期前に株式に転換することが期待されているためである。
- (2) 株価が行使価格に比して大幅に下落したため、株式転換権の行使が将来的に全く期待し得ない状況において、普通社債と同様に最終利回りに着目して取得する場合には、満期保有目的の債券に分類することができる。

問題4

問1

- ① 市場価格 ② 割引価値

問2

(1) 番号： ①

理由：店舗利用していた建物Bを交換に供し、店舗利用予定の建物Aを取得しているため、同一種類かつ同一用途の固定資産同士の交換に該当し、取引前後で投資の継続性が認められる。よって、交換に供した資産の適正な簿価を取得原価とすべきである。

(2) 番号： ②

理由：異種資産同士の交換に該当し、投資の継続性が認められない。C社株式に対する投資を交換時点の時価で清算し、その対価を土地に対する投資に充てたという実態が認められるため、交換に供した資産の時価を取得原価とすることが適切である。

問3

投資不動産は、活発な市場を有する一部の金融資産に比べ、時価を客観的に把握することは困難である。また、ただちに売買・換金を行うことに事業遂行上の制約がある等、事実上、事業投資と考えられる場合には、時価変動を企業活動の成果と捉えるべきではない。よって、時価評価を行わないことが適当であるとされている。

第5問 答案用紙<1> (会 計 学)

問題 1

問 1

(単位：千円)

① 7,552	② 112,600	③ 145,600
④ 12,537	⑤ 118,200	⑥ 70,000
⑦ 59,693	⑧ 94,612	

問 2

(単位：千円)

⑨ 971,500	⑩ 320,633	⑪ △3,590
⑫ 2,448		

問 3

(単位：千円)

⑬ 217,732	⑭ 48,990
-----------	----------

問 4

(単位：千円)

⑮ 131,967	⑯ △2,140	⑰ △500
⑱ △2,200		

問題 2

問 1

(250字)

株	式	会	社	の	株	主	は	株	主	有	限	責	任	の	原	則	に	よ	り	出	資	額	を	限
度	と	す	る	責	任	を	負	え	ば	よ	い	が	、	親	会	社	は	子	会	社	の	債	権	者
に	対	し	て	保	証	債	務	等	の	契	約	に	基	づ	く	責	任	を	負	う	場	合	が	多
い	だ	け	で	な	く	、	親	会	社	の	経	営	責	任	や	信	用	保	持	の	た	め	の	経
営	判	断	等	か	ら	当	該	子	会	社	の	債	務	の	肩	代	わ	り	な	ど	を	行	う	可
能	性	も	高	い	。	こ	の	よ	う	な	場	合	、	通	常	、	非	支	配	株	主	の	負	担
す	べ	き	額	は	非	支	配	株	主	の	出	資	額	に	限	定	さ	れ	る	た	め	、	子	会
社	の	欠	損	金	額	の	う	ち	非	支	配	株	主	持	分	に	相	当	す	る	分	が	当	該
非	支	配	株	主	の	負	担	す	べ	き	額	を	超	え	る	場	合	、	当	該	超	過	額	を
親	会	社	の	持	分	に	負	担	さ	せ	る	こ	と	が	原	則	と	な	る	。				

第5問 答案用紙<2> (会 計 学)

問2 (250字)

子会社株式の一部売却後も親会社と子会社の支配関係が
継続している場合、支配獲得時に計上したのれんの未償
却額を減額しない。それに対し、一部売却後に支配を喪
失して子会社が関連会社になった場合、支配獲得後の持
分比率の推移等を勘案し、適切な方法に基づき、関連会
社として残存する持分比率に相当するのれん未償却額を
算定し、これが持分法による投資評価額に含まれること
になる。また、一部売却後に子会社が連結子会社および
関連会社のいずれにも該当しなくなっただけの場合、のれん未
償却額はその全額が取り崩されることになる。

問3 (300字)

アップ・ストリームの場合、売手側である被投資会社（
持分法適用関連会社）に生じた未実現損益の投資会社（
連結財務諸表作成会社）の持分相当額につき、原則とし
て、持分法による投資損益と買手側である投資会社の未
実現損益が含まれている資産の額に加減する。一方、ダ
ウン・ストリームの場合、売手側である投資会社に生じ
た未実現損益の消去額は、原則として、売手側である投
資会社の売上高などの損益項目と買手側である被投資会
社に対する投資の額に加減する。なお、いずれの場合に
おいても、未実現損失については、売手側の帳簿価額の
うち回収不能と認められる部分は消去しない。